

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 深浦第二風力発電事業計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域周辺には住居等が存在しており、施設の稼動に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 2 風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等により発生した濁水が、水環境や水生生物等の動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、水の濁りの予測及び評価の結果、その影響が海域に到達すると考えられる場合には、海域に生息・生育する動植物を環境影響評価項目に選定すること。
- 3 事業実施想定区域及びその周辺には、砂防指定地、土砂災害警戒区域、地すべり危険地区、白神山地の地すべり地形等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。
- 4 事業実施想定区域及びその周辺には、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、干害防備保安林が存在し、これら保安林は水源の涵養や土砂の流出防備などの公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、保安林を避けること。
- 5 事業実施想定区域は、植生自然度が9及び10と高い地域や自然林も残存する地域であり、工事の実施により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の設置位置だけでなく、工事に伴う道路拡張区域も含めた事業実施区域の具体的な設定に当たっては、ケヤキ二次林、オオバクロモジミズナラ群集、ブナミズナラ群集、チシマザサブナ群団等の自然林や植生自然度が高い地域を避けること。

- 6 事業実施想定区域及びその周辺には、鳥獣保護区、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）等が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの保全地域を避けること。
- 7 事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ・クマタカの生息が確認されている。また、繁殖期には、アカショウビン・ヨタカ・フクロウ・オシドリ・イカルチドリ等が多く生息することから、これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 8 渡り鳥の調査について、ガン・ハクチョウ類は夜間大規模渡りを行っているが、ルートなど未解明な部分も多く、秋田北部・岩手北部の雪解け状況にあわせて一夜にして渡りが行われることから、秋田北部・岩手北部の状況に合わせ事業実施想定区域における夜間渡りを調査すること。
- 9 事業実施想定区域は、貴重な森林生態系が成立している地域であることから、工事の実施及び供用後における森林生態系への影響を回避又は極力低減するため、生態系を環境影響評価項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 10 事業実施想定区域周辺には、主要な眺望点が複数存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 11 事業実施想定区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等により、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を十分検討すること。
- 12 事業実施想定区域及びその周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定し、事業実施想定区域及びその周辺の他事業について情報収集すること。
- 13 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。また、関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。